

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 林業種苗法により生産事業者の登録事項を変更した件 二九
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二九
- 公告 三〇
- 落札者を決定した件 三〇
- 随意契約の相手方を決定した件 三〇
- 福島県選挙管理委員会 三〇
- 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となった件 三三

告示

福島県告示第二百八十四号
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録の変更届出があった。
 令和六年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 登録番号五三〇
 - 一 氏名又は名称
 - 変更前 野尻 良光
 - 変更後 株式会社 野尻緑産 代表取締役 野尻 榮一
 - 二 住所
 - 変更前 福島市荒井字地藏原乙二六一一八
 - 変更後 福島市荒井字地藏原丙一番地
 - 三 事業所の名称

変更前 なし
 変更後 株式会社 野尻緑産
 事業所の所在地
 変更前 福島市荒井字地藏原乙二六一一八
 変更後 福島市荒井字地藏原丙一番地

（森林整備課）

福島県告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
 令和六年四月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 中野洋志 長谷川金治 石井典夫 高木則夫 草野勝哉 菅波禎子 瀬谷秀武 石井美代子 戸田道雄 中野庄内 後藤文雄 佐藤義昭 西山義意 会田孝子 山野辺光一郎 船生博司 船生壽一 馬上博美 片寄勝広 鈴木一夫 新妻太 青木友子 石井美代子 佐藤チエ子 佐藤チエ子 後藤文雄 石井典夫 高木則夫 会田孝子 西山義意 鈴木一夫
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和六年福島県告示第四百十七号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公告

公告第72号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年4月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
コピー用紙A4（2,500枚入） 予定数量29,000箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社小名浜包装資材 福島県いわき市小名浜林城字榎町8番1
- 5 落札金額
1箱当たり1,699円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年2月9日

（入札用度課）

公告第73号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年4月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 免許証カード基体（IC） 予定数量378箱
 - (2) インクリボンカセット（IC） 予定数量173箱
 - (3) 運転経歴証明書用カード基体 予定数量20箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月18日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（入札用度課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、令和六年四月二日以後政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。

令和六年四月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石川地方の未来を考える会	金内 登	小豆畑 幸司	福島県石川郡石川町字草倉田三二二二
石森春男後援会	小針 康敬	車田 英一	福島県石川郡玉川村大字山小屋字的場五
岡田哲夫後援会	宮崎 明人	原 富紀夫	福島県郡山市八山田西五一四〇一一
川又やすひこを応援する会	川又 康彦	川又 康彦	福島県福島市飯坂町字湯町二五
小林かおる連合後援会	小林 香	矢吹 フミ子	福島県福島市三河南町四一一三
木幡ますみ後援会	木幡 ますみ	木幡 仁	福島県会津若松市中島町二二二三四
ささうち直幸後援会	笹内 直幸	鈴木 一功	福島県会津若松市材木町二一八二七二二
さはら真紀とかげはしの会	佐原 真紀	佐原 真紀	福島県福島市笹谷三本松四一四

平塚與志一後援会	菅野 高	根本 忠治	福島県二本松市錦町二丁目二五一
原田俊広後援会	樋口 実	大森 義男	福島県会津若松市南花畑二一
平谷健市後援会	平谷 健市	吉田 一弘	福島県石川郡石川町字草倉田三二二二二
平子善一後援会	宮野 由美子	平子 善一	福島県いわき市遠野町大平字下中根一五六一四
山本幸一郎後援会	山本 幸一郎	志賀村 直水	福島県双葉郡浪江町大字末森字数嶮洞二四